



平成 26 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 京 成 電 鉄 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 三 枝 紀 生
(コード番号 9009 東証第一部)
問 合 せ 先
総務人事部総務課長 奥瀬 亮彦
(TEL. 047-712-7061)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 171 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社外取締役に有能な人材の招聘を容易にするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨及び当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。なお、第 33 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日（金曜日）
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日（金曜日）

以 上

別 紙

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>33</u>条 ↳ (省 略) 第<u>50</u>条</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第33条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議をもって、法令の定める額を限度として、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする旨の契約を、社外取締役との間で締結することができる。</u></p> <p>第<u>34</u>条 ↳ (規定内容は現行どおり) 第<u>51</u>条</p>